

第 1 部 産業廃棄物の保管を実施される方へ

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例（以下「条例」という。）の「産業廃棄物の不適正な処理の防止」（第 2 章）の規定に基づき、産業廃棄物の自己物の一時保管に対する規制が平成 21 年 4 月 1 日より施行されています。

I. 産業廃棄物の自己物の一時保管を行う場合の留意事項

1 産業廃棄物の自己物の一時保管に対する規制の内容（保管の届出）

産業廃棄物を排出する事業者（以下「排出事業者」という。）は、自らが排出した産業廃棄物を面積が 100 m²以上の土地において保管しようとするとき（保管する部分の区域の面積が 100 m²以上ということではありません。）は、あらかじめ知事への届出が必要になります。

ただし、下記の場合には、届出は必要ありません。

- (1) 産業廃棄物を排出する場所で当該産業廃棄物を保管する場合
- (2) 廃棄物処理法第 12 条第 3 項又は第 12 条の 2 第 3 項の規定による届出を行った者が、当該届出に係る産業廃棄物を保管する場合
- (3) 廃棄物処理法第 14 条第 1 項又は第 14 条の 4 第 1 項の許可を受けた者が、当該許可に係る積替え又は保管の場所において保管する場合
- (4) 廃棄物処理法第 14 条第 6 項又は第 14 条の 4 第 6 項の許可を受けた者が、当該許可に係る保管の場所において保管する場合
- (5) 廃棄物処理法第 15 条第 1 項の許可を受けた者が、当該許可に係る産業廃棄物処理施設の敷地内において保管する場合
- (6) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 8 条の規定による届出を行った者が、当該届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する場合
- (7) 災害のために必要な措置として応急的に保管する場合
- (8) 産業廃棄物を排出する事業場と同一敷地内で当該産業廃棄物を保管する場合

※ なお、産業廃棄物の自己物の保管について届出が必要かどうかについて疑義のある方は、あらかじめ、お問い合わせください。

Ⅱ．届出に関する留意事項

1 届出に必要な書類について

(1) 産業廃棄物保管届(規則別記第1号様式)関係(様式：P12、記載例：P18)

産業廃棄物の自己物の保管の届出に必要な書類（P2～3）を添付して、下記要領により作成してください。

記載事項	記載要領
(1) 氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	① 産業廃棄物の自己物の保管を行おうとする者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）を正確に記載し、「住民票の写し」（法人にあっては、「登記事項証明書」）を添付すること。 ② 「住民票の写し」（法人にあっては、「登記事項証明書」）は原則として届出する日前3月以内に発行されたものであること。 ③ 法人の支店長等が届出代理人となる場合は、法人の住所、名称、代表者名を記載した下に、支店等の住所、支店等の代表者の職氏名を記載し、支店長等が「届出代理人になり得ることを示す書類」を添付すること。 ④ 届出者が未成年の場合には、その法定代理人の氏名及び住所を記載し、「住民票の写し」を添付すること。
(2) 現場責任者の職名、氏名及び住所	① 届出者が個人である場合は、届出者本人を現場責任者とし、法人の場合は、保管を管理する者の法人内の所属、職氏名を記載すること。
(3) 保管をする土地の所在及び地番 (4) 保管をする土地の面積 (5) 保管をする土地の所有者の氏名（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）及び住所	① 保管する土地の所在及び地番は、「代表地番及びほか〇〇筆」と記載すること。 ② 保管をする土地及びその周辺の見取図を添付すること。 ③ 保管する土地についての登記事項証明書及び届出者が所有権その他の使用する権原を有することを証明する書面を添付すること。 ④ 産業廃棄物を保管する土地が、自らの所有でない場合にあっては、「産業廃棄物の保管区域内土地使用同意書」（要綱様式第1号、P24）を添付すること。（当該土地が自己所有であっても所有権移転の仮登記や売買予約等で条件付き所有権移転等の登記がなされている場合は当該権利者からの「産業廃棄物の保管区域内土地使用同意書」が必要となる。）
(6) 保管をする産業廃棄物の種類及び数量	① 廃棄物処理法第2条第4項に規定する産業廃棄物の種類に区分するとともに、その数量を㎡で表記すること。なお、その数量が重さ（トンなど）である場合には、産業廃棄物の重量から体積への換算係数（参考）（P8）を参照のうえ、体積（㎡）に換算して記入すること。
(7) 産業廃棄物の保管を開始する日	① 産業廃棄物の保管の開始日を記載すること。届出者が保管に係る土地の所有者でない場合は、当該土地についての使用権原を証する書類又は保管の実施に係る同意書の開始日との整合を図ること。 ② 届出については、あらかじめ産業廃棄物の保管を行う日よりも以前に行う必要があるが、直ちに事業を実施する場合は、開始日を「届出日」とすることも可。
(8) 保管をする土地における産業廃棄物の搬入、搬出及び保管に関する計画 (9) 産業廃棄物の飛散及び流出の防止その他生活環境の保全のために講ずる措置の内容	① 搬入及び搬出を行う期間を記入するとともに、搬入及び搬出の方法、搬出の目的と搬出先などを記載すること。 ② 保管をする期間、保管の目的、保管後の処分計画（処分予定時期、処分の形態、委託予定事業者名）を記載すること。 ③ 産業廃棄物の飛散や流出の防止等の措置については、発生を防止する必要がある支障の種類を記載するとともに、その支障を防止するために行う措置の内容について、具体的に記載すること。

記載事項	記載要領
産業廃棄物保管届 (別記第1号様式)の 別紙の1、2	
(10) その他規則で定める事項	

(2) 添付書類（規則第3条第2項関係）

産業廃棄物保管届に下記の書類を添付して提出してください。

添付書類	記載要領
(1) 届出者の住民票の写し（法人にあっては登記事項証明書）	① 産業廃棄物保管届の記載事項(1)の添付書類 ② 登記事項証明書は、変更事項の経緯が確認できるもの（履歴事項全部証明書）を添付すること。
(2) 産業廃棄物を保管しようとする土地及びその周辺の見取図	① 「見取図」は産業廃棄物の保管を行う土地周辺の住居や公共施設等の状況、進入路等がわかる縮尺：1/25,000程度の図面とし、当該土地の形状を明示すること。
(3) 産業廃棄物を保管しようとする土地の登記事項証明書 (4) 産業廃棄物を保管しようとする土地について、届出者が所有権その他の使用する権原を有することを証する書類	① 産業廃棄物保管届の記載事項(3)～(5)の添付書類 ② 産業廃棄物を保管する土地が、自らの所有でない場合にあっては、賃貸借契約書等の当該「土地の使用権原を証する書面」（写しで可）を添付すること。
(5) 産業廃棄物の保管の状況を示す配置図及び断面図	① 保管する土地における、産業廃棄物の保管する区域を示す図面を作成するとともに、その保管状況の断面図を作成して添付すること。
(6) 土地所有者等の事業計画に同意等があったことを証する書類	① 産業廃棄物保管届の記載事項(5)の添付書類 ② ①の場合、産業廃棄物保管に係る土地使用同意書に押印した土地所有者の「印鑑登録証明書」を添付すること。 ③ 土地所有者が、登記事項証明書に記載された土地所有者と異なる場合は、同意をした者が土地所有者であることを証する書面を添付すること。 ④ 相続手続ができていない場合は、全ての権利者（代表者が選任されているときは代表者（代表者であることを証する書面の添付を要する。））の「産業廃棄物保管に係る土地使用同意書」等を添付すること。
(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類又は図面	① 計画地の全景、周辺の状況が分かる写真を添付し、見取図等に撮影位置を記載すること。

2 産業廃棄物の保管の変更に係る届出に必要な書類について

(1) 産業廃棄物保管変更届(規則別記第2号様式)関係(様式：P14、記載例：P20)

産業廃棄物の自己物の保管の変更において、上記1の(1)の記載事項(4)、(6)、(8)から(10)までの事項を変更しようとするときは、あらかじめ「産業廃棄物保管変更届」に、その変更に係る部分の必要な書類(上記1(2)参照)を添付して提出してください。

記載事項	記載要領
(1) 氏名(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	① 産業廃棄物の自己物の保管の変更を行おうとする者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)を正確に記載すること。 ② 法人の支店長等が届出代理人となる場合は、法人の住所、名称、代表者名を記載した下に、支店等の住所、支店等の代表者の職氏名を記載し、支店長等が「届出代理人になり得ることを示す書類」を添付すること。
(2) 保管をする土地の所在及び地番	① 保管する土地の所在及び地番は、「代表地番及びほか〇〇筆」と記載すること。
(3) 変更の内容	下記事項①と②については、変更前と変更後を記載し、③と④については産業廃棄物保管届(別記第1号様式)の別紙に変更内容を記入して提出すること。 ① 保管をする土地の面積 ・面積が変更となる場合は、その面積を記載すること。 ・保管をする土地及びその周辺の見取図も変更して添付すること。 ② 保管をする産業廃棄物の種類及び数量 ・届出時と比較して産業廃棄物の種類及び数量の変更がわかるように記載すること。 ③ 保管をする土地における産業廃棄物の搬入、搬出及び保管に関する計画 ④ 産業廃棄物の飛散及び流出の防止その他生活環境の保全のために講ずる措置の内容 ⑤ その他規則で定める事項
(4) 変更予定年月日	① 変更を予定している年月日を記載すること。
(5) 変更の理由	① 変更の理由を記載すること。

(2) 産業廃棄物保管者氏名等変更届(規則別記第3号様式)関係(様式: P15、記載例: P21)

産業廃棄物の自己物の保管の変更において、上記1の(1)の記載事項(1)、(2)及び(5)の事項の変更があったときは、変更のあった日から起算して10日以内に、「産業廃棄物保管者氏名等変更届」に、その変更に係る部分の必要な書類(上記1(2)参照)を添付して提出してください。

記載事項	記載要領
(1) 氏名(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	① 産業廃棄物の自己物の保管の変更を行おうとする者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)を正確に記載すること。 ② 法人の支店長等が届出代理人となる場合は、法人の住所、名称、代表者名を記載した下に、支店等の住所、支店等の代表者の職氏名を記載し、支店長等が「届出代理人になり得ることを示す書類」を添付すること。
(2) 保管をする土地の所在及び地番	① 保管する土地の所在及び地番は、「代表地番及びほか〇〇筆」と記載すること。
(3) 変更の内容	下記事項については、変更前と変更後を記載して提出すること。 ① 氏名(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)及び住所 ② 現場責任者の職名、氏名及び住所 ③ 保管をする土地の所有者の氏名(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)及び住所
(4) 変更年月日	① 変更年月日を記載すること。
(5) 変更の理由	① 変更の理由を記載すること。

3 産業廃棄物の保管の廃止に関する届出に必要な書類について

(1) 産業廃棄物保管廃止届(規則別記第4号様式)関係(様式: P16、記載例: P22)

産業廃棄物の自己物の保管を廃止したときは、廃止した日から起算して10日以内に、「産業廃棄物保管廃止届」を作成して提出してください。

記載事項	記載要領
(1) 氏名(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	① 産業廃棄物の自己物の保管の廃止を行おうとする者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)を正確に記載すること。 ② 法人の支店長等が届出代理人となる場合は、法人の住所、名称、代表者名を記載した下に、支店等の住所、支店等の代表者の職氏名を記載し、支店長等が「届出代理人になり得ることを示す書類」を添付すること。
(2) 保管をする土地の所在及び地番	① 保管する土地の所在及び地番は、「代表地番及びほか〇〇筆」と記載すること。
(3) 産業廃棄物の保管を廃止した年月日	① 廃止をした年月日を記載すること。
(4) 廃止の理由	① 廃止の理由を記載すること。

4 届出者の義務について

産業廃棄物の一時保管を届け出た者は、処理基準に適合した産業廃棄物の保管を行うとともに、産業廃棄物の保管の届出に係る事項を変更する場合や、廃止する場合にも、届出が必要となります。

また、産業廃棄物の保管を行う際には、当該届出に係る土地ごとに、当該産業廃棄物の搬入及び搬出の状況を記録した管理簿（要綱様式第2号、P25）を作成するとともに、これを5年間保存しておく必要があります。

5 届出に必要な書類の提出先について

届出に必要な書類の提出先は以下のとおりです。正本1部、副本3部を提出してください。

事務所名等	連絡先	所管区域
海南保健所 (海草振興局健康福祉部)	〒642-0022 海南市大野中 939 TEL:073-483-8825	海南市、紀美野町
岩出保健所 (那賀振興局健康福祉部)	〒649-6223 岩出市高塚 209 TEL : 0736-61-0048	岩出市、紀の川市
橋本保健所 (伊都振興局健康福祉部)	〒649-7203 橋本市高野口町名古屋 927 TEL:0736-42-5443	橋本市、かつらぎ町、 九度山町、高野町
湯浅保健所 (有田振興局健康福祉部)	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅 2355-1 TEL:0737-64-1293	有田市、有田川町、 湯浅町、広川町
御坊保健所 (日高振興局健康福祉部)	〒644-0011 御坊市湯川町財部 859-2 TEL : 0738-22-3481	御坊市、由良町、 日高町、美浜町、 日高川町、印南町
田辺保健所 (西牟婁振興局健康福祉部)	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘 23-1 TEL:0739-26-7934	田辺市、みなべ町、 上富田町、白浜町、 すさみ町
新宮保健所 (東牟婁振興局健康福祉部)	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘 2-4-8 TEL : 0735-21-9631	新宮市、那智勝浦町、 太地町、北山村
新宮保健所串本支所 (東牟婁振興局健康福祉部 串本支所)	〒649-4122 東牟婁郡串本町西向 193 TEL:0735-72-0525	串本町、古座川町
和歌山市役所 和歌山市市民環境局 環境部 廃棄物対策課	〒640-8511 和歌山市七番丁 23 TEL : 073-435-1352	和歌山市

6 産業廃棄物の保管の届出に関する知事の命令や勧告・公表について

産業廃棄物が保管されている土地に、当該産業廃棄物の搬入が継続されることにより、当該土地の周辺の生活環境の保全に支障が生じる恐れがあると認めるときは、知事から廃棄物処理法の規定や条例第38条若しくは第39条の規定に基づく報告の徴収又は立入検査の結果が判明するまでの間（30日以内）、当該土地への産業廃棄物の搬入の停止を命ずることがあります。

また、処理基準どおりの保管がなされない場合には、当該保管者に対して、その保管が適正に行われるようにするための必要な措置を講じてもらうよう勧告することがあります。その際、正当な理由なくその勧告に従わない場合には、当該勧告に従わない者の氏名又は名称及び住所並びに当該勧告の内容について公表することができるとしています。

7 届出に必要な書類一覧（産業廃棄物の保管）

（条：産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例、規：同条例施行規則）

事 項	様 式		備 考
	規則	要綱	
1 (1) 産業廃棄物保管届 ※(1)～(10)は必要記載事項	別記第1号 (P12)		規 3-1
(1) 氏名(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)			条 8-1-1
(2) 現場責任者の職名、氏名及び住所			条 8-1-2
(3) 保管をする土地の所在及び地番			条 8-1-3
(4) 保管をする土地の面積			条 8-1-4
(5) 保管をする土地の所有者の氏名(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)及び住所			条 8-1-5
(6) 保管をする産業廃棄物の種類及び数量			条 8-1-6
(7) 産業廃棄物の保管を開始する日			条 8-1-7
(8) 保管をする土地における産業廃棄物の搬入、搬出及び保管に関する計画			条 8-1-8
(9) 産業廃棄物の飛散及び流出の防止その他生活環境の保全のために講ずる措置の内容			条 8-1-9
(10) その他規則で定める事項			条 8-1-10
1 (2) 届出書の添付書類			
● 届出者の住民票の写し(法人は登記事項証明書) ※ 届出代理人になり得ることを示す書類(代理人が届出の場合) ※ 法定代理人の住民票の写し(届出者が未成年の場合)			規 3-2-1
● 保管しようとする土地及びその周辺の見取図			規 3-2-2
● 土地の登記事項証明書			規 3-2-3
● 土地の使用権原を証する書類			規 3-2-4
● 産業廃棄物の保管の状況を示す配置図及び断面図			規 3-2-5
● 土地所有者等の事業計画に対する同意があったことを証する書類		第1号 (P24)	規 3-2-6
● 産業廃棄物の保管をする土地の現場写真その他知事が必要と認める書類又は図面			規 3-2-7
2 (1) 産業廃棄物保管変更届 ※(1)～(5)は必要記載事項	別記第2号 (P14)		規 4-1
(1) 氏名(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)			条 9-1
(2) 保管をする土地の所在及び地番			
(3) 変更の内容			
(4) 変更予定年月日			
(5) 変更の理由			
2 (2) 産業廃棄物保管者氏名等変更届 ※(1)～(5)は必要記載事項	別記第3号 (P15)		規 4-2
(1) 氏名(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)			条 9-2
(2) 保管をする土地の所在及び地番			
(3) 変更の内容			
(4) 変更予定年月日			
(5) 変更の理由			
3 産業廃棄物保管廃止届 ※(1)～(4)は必要記載事項	別記第4号 (P16)		規 5
(1) 氏名(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)			条 10
(2) 保管をする土地の所在及び地番			
(3) 産業廃棄物の保管を廃止した年月日			
(4) 廃止の理由			

※ 2 (1) 及び(2)については、変更に係る部分の 1 (2) の書類を添付すること。

8 産業廃棄物の重量から体積への換算係数（参考）

産業廃棄物の種類		換算係数
1	燃え殻	0.88
2	汚泥	0.91
3	廃油	1.11
4	廃酸	0.80
5	廃アルカリ	0.88
6	廃プラスチック	2.86
7	紙くず	3.33
8	木くず	1.82
9	繊維くず	8.33
10	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
11	とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	1.00
12	ゴムくず	1.92
13	金属くず	0.88
14	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	1.00
15	鉱さい	0.52
16	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	0.68
17	動物のふん尿	1.00
18	動物の死体	1.00
19	ばいじん	0.79
20	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各号に掲げる産業廃棄物に該当しないもの	1.00
21	建設混合廃棄物	3.85
22	廃電気機械器具	1.00
23	感染性産業廃棄物	3.33
24	廃石綿等	3.33

【注1】 上記の換算係数は1トン当たりの立方メートル数（立米／t）

【注2】 この換算表はあくまで体積を把握するための参考値という位置付けであることに留意すること

【注3】 特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外については、それぞれ1～19に該当する品目の換算係数に準拠